

賃金日額等の改正前後の金額について

① 基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等の引上げ

(1) 基本手当の日額の最高額及び最低額

	現 行	変 更 後
最高額	受給資格に係る離職の日における年齢に応じ、次のとおり。 ① 60歳以上65歳未満 7, 0 4 2 円 → 7, 0 8 3 円 ② 45歳以上60歳未満 8, 2 0 5 円 → 8, 2 5 0 円 ③ 30歳以上45歳未満 7, 4 5 5 円 → 7, 4 9 5 円 ④ 30歳未満 6, 7 1 0 円 → 6, 7 5 0 円	
最低額	1, 9 7 6 円	→ 1, 9 8 4 円

(2) 基本手当の日額の算定に当たって80%を乗ずる賃金日額の範囲、80%から50%までの範囲で逡減する率を乗ずる賃金日額の範囲及び50%を乗ずる賃金日額の範囲

→ 別添2のとおり引き上げられる。

(例)

賃金日額が6,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

(現行)

(変更後)

4, 5 3 5 円 → 4, 5 4 3 円

賃金日額が9,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

(現行)

(変更後)

5, 6 7 7 円 → 5, 6 9 7 円

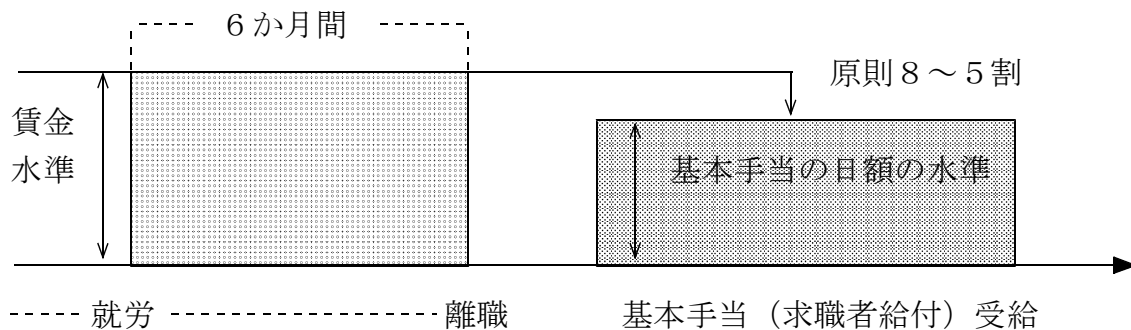
※ 賃金日額と基本手当の日額の関係

- ① 基本手当（求職者給付）の1日当たりの支給額を基本手当の日額という。
- ② 基本手当の日額については、離職前6か月間の平均賃金額を基に計算され、この離職前6か月間における1日当たりの平均賃金額を賃金日額という。
- ③ 基本手当の日額は、

賃金日額×給付率（80～50%）

賃金水準が低いほど高い給付率となる。
具体的な給付率は、別添2参照。

となる。



○ 1日当たりの賃金日額の額： 賃金日額 ○ 1日当たりの基本手当の日額の額： 基本手当の日額

2 失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額(※)の引上げ

平成30年8月1日以後、

1,287円 → 1,294円 と引き上げられる。

(例) 賃金日額7,000円、基本手当の日額5,011円の者(60歳未満)が、失業の認定に係る期間(28日間)中に2日間内職し、内職により6,000円を得た場合の認定期間(28日分)の基本手当の支給額1日当たりの減額分は、

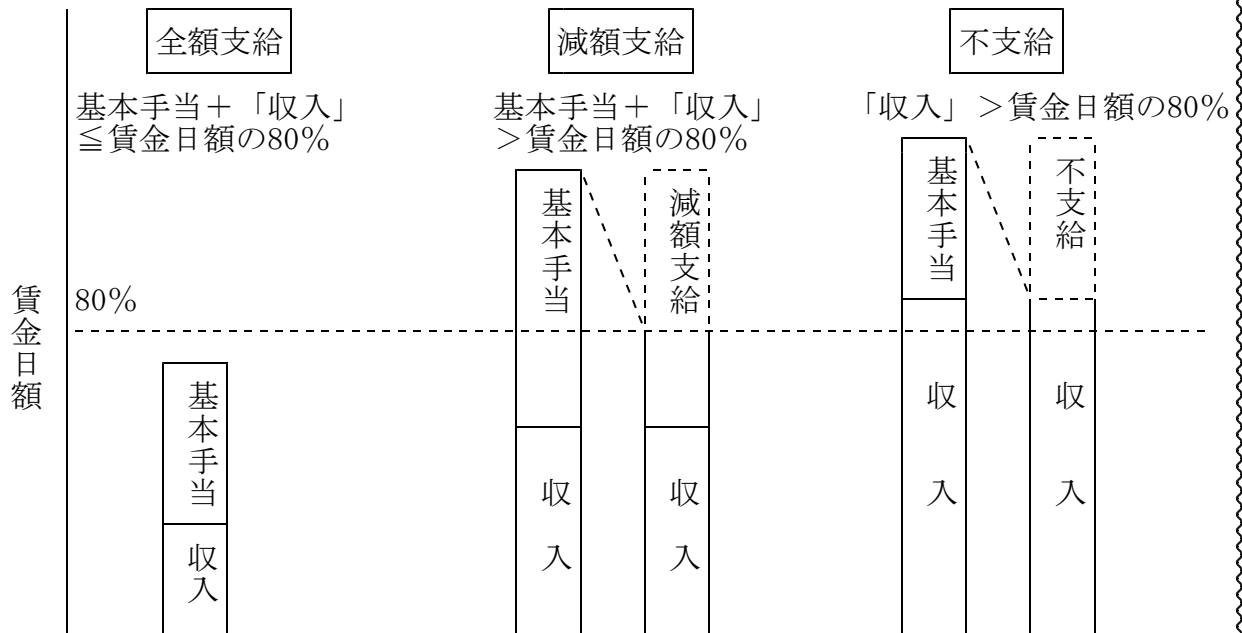
$$[(6,000円/2 - 1,294円) + 5,011円] - 7,000円 \times 80\% = 1,117円$$

基本手当の支給額は、

$$5,011円 \times (28日 - 2日) + (5,011円 - 1,117円) \times 2日 = 138,074円$$

※ 控除額とは、

- ① 失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合、1日あたりの収入から控除額を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の80%相当額を超えると、当該超える額のみだけ基本手当の日額は減額される。
- ② 上記収入から控除額を控除した額が賃金日額の80%相当額を超えると、基本手当は支給されない。



(注) 1 「収入」 = 「収入の1日分に相当する額」 - 1,294円 (平成30年8月～)

2 説明図中の「基本手当」とは「基本手当の日額」のことである。

3 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額（※）の引上げ

平成30年8月1日以後、

357,864円 → 359,899円 と引き上げられる。

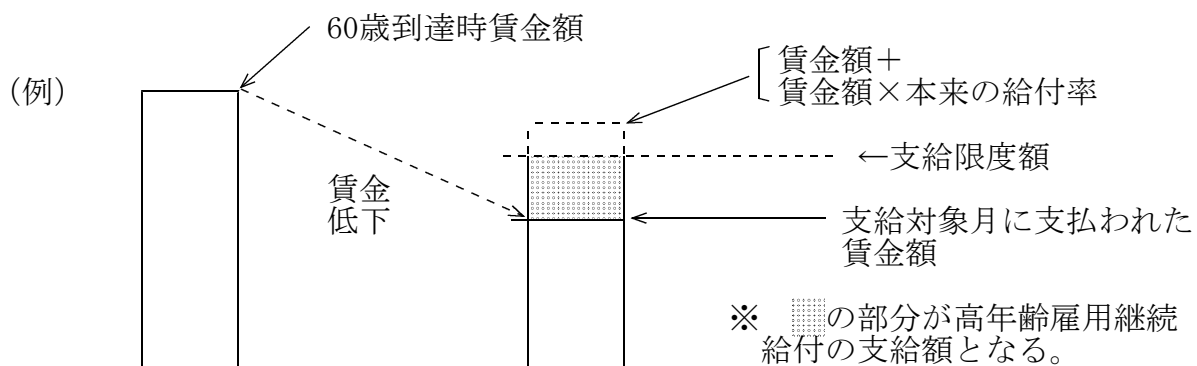
※ 支給限度額とは、

① 支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるときは、高年齢雇用継続給付は支給されない。

② 支給対象月に支払われた賃金の額と高年齢雇用継続給付との合計額が支給限度額を超えるときは、

（支給限度額）－（支給対象月に支払われた賃金の額）

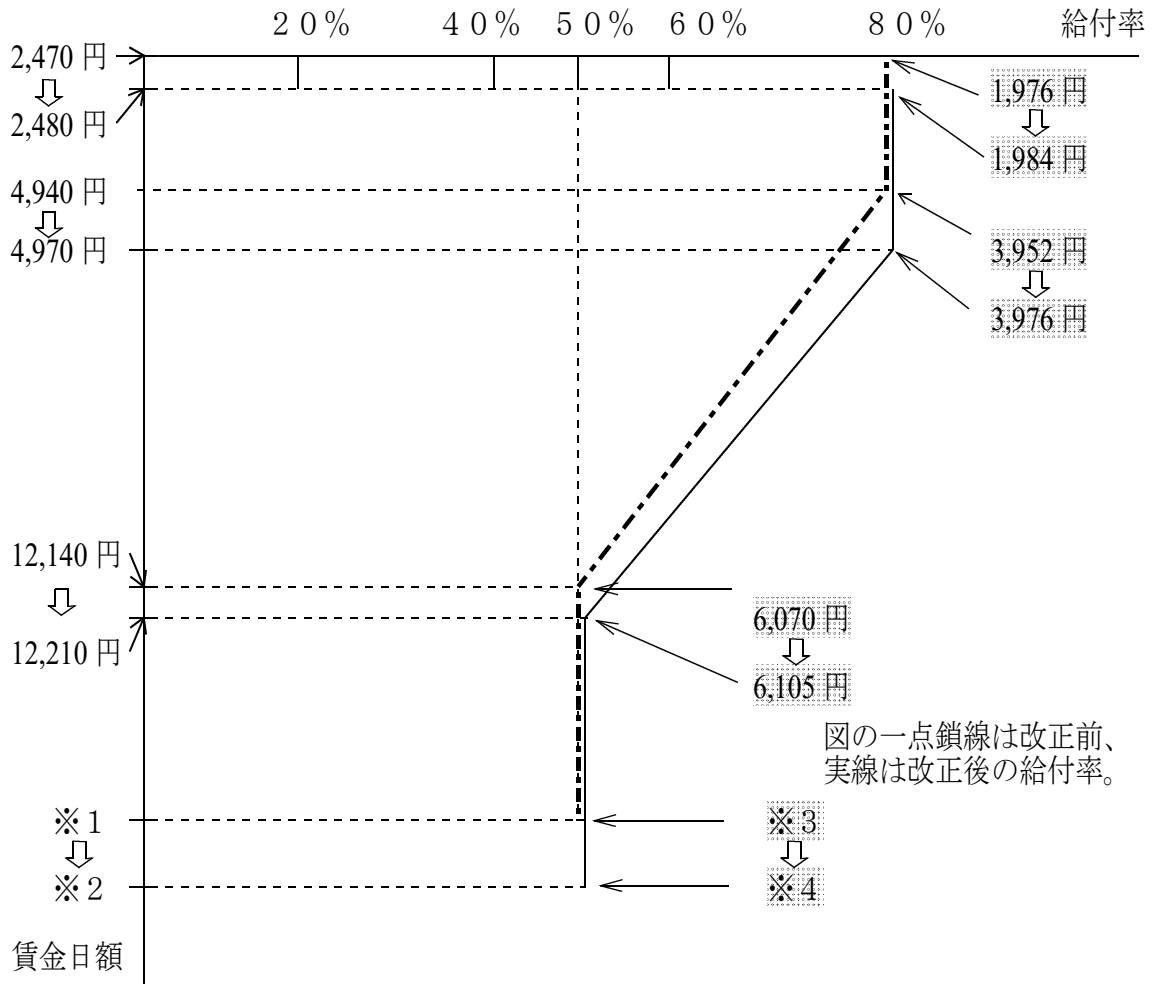
が高年齢雇用継続給付の支給額となる。



基本手当の給付率新旧比較図

1 60歳未満の受給資格者に係る給付率

*右側の網かけ数値は、基本手当日額

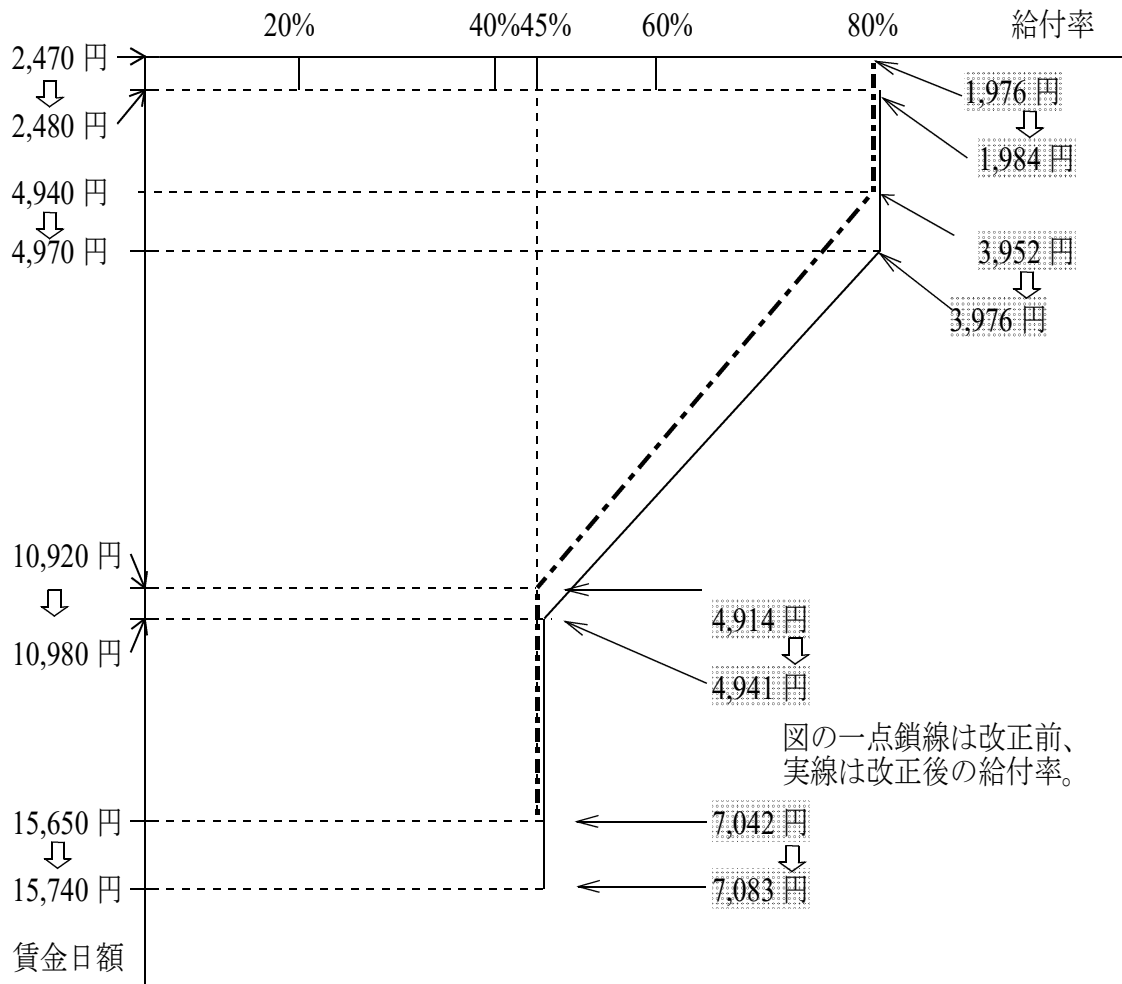


(注) ※1 及び ※2 の賃金日額の上限額並びに ※3 及び ※4 の基本手当日額の上限額については、年齢階層により、次のとおりとなっている。

	賃金日額 ※1	賃金日額 ※2	基本手当 日額※3	基本手当 日額※4
30歳未満	13,420 円	13,500 円	6,710 円	6,750 円
30歳以上45歳未満	14,910 円	14,990 円	7,455 円	7,495 円
45歳以上60歳未満	16,410 円	16,500 円	8,205 円	8,250 円

2 60歳以上65歳未満の受給資格者に係る給付率

*右側の網かけ数値は、基本手当日額



基本手当日額の計算式及び金額

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,480円以上 4,970円未満	$y = 0.8w$
4,970円以上12,210円以下	$y = 0.8w - 0.3 \{ (w - 4970) / (12210 - 4970) \} w$
12,210円超 14,990円以下	$y = 0.5w$
14,990円超	$y = 7,495$

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,480円以上 4,970円未満	$y = 0.8w$
4,970円以上12,210円以下	$y = 0.8w - 0.3 \{ (w - 4970) / (12210 - 4970) \} w$
12,210円超 16,500円以下	$y = 0.5w$
16,500円超	$y = 8,250$

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,480円以上 4,970円未満	$y = 0.8w$
4,970円以上10,980円以下	$\begin{cases} y = 0.8w - 0.35 \{ (w - 4970) / (10980 - 4970) \} w \\ y = 0.05w + (10980 \times 0.4) \end{cases}$ のいずれか低い方の額
10,980円超 15,740円以下	$y = 0.45w$
15,740円超	$y = 7,083$

4. 基準日において30歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,480円以上 4,970円未満	$y = 0.8w$
4,970円以上12,210円以下	$y = 0.8w - 0.3 \{ (w - 4970) / (12210 - 4970) \} w$
12,210円超 13,500円以下	$y = 0.5w$
13,500円超	$y = 6,750$

(注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。

2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

平均給与額の対前年度比率の算定

	平成28年度毎勤平均定期給与額	平成29年度毎勤平均定期給与額
4月	336,394	337,478
5月	329,001	330,891
6月	332,474	333,580
7月	332,858	334,229
8月	330,786	332,038
9月	332,067	333,896
10月	334,112	335,095
11月	333,916	335,452
12月	334,674	336,490
1月	331,089	334,210
2月	332,990	335,285
3月	334,547	338,979
年度計	3,994,908	4,017,623
平均	332,909	334,802